

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和 8 年

保健福祉委員会会議録

令和 8 年 9 月 2 9 日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

保 健 福 祉 委 員 会 会 議 録

- | | | |
|-----------------|--|---|
| 1 開会年月日 | 令和8年9月29日（火） | |
| 2 開 会 場 所 | 議会第1会議室 | |
| 3 出 席 者
(8人) | 委員長 松 尾 伸 子
委 員 中 村 謙治郎
委 員 岡 田 勇一郎
委 員 風 澤 純 子 | 副委員長 石 原 喬 子
委 員 吉 岡 誠 司
委 員 中 澤 史 夫
委 員 伊 藤 延 子 |
| 4 欠 席 者
(0人) | | |
| 5 委員外議員
(0人) | | |
| 6 出席理事者 | 区 長
副 区 長
用地・施設活用課長
福祉部長
福祉課長
高齢福祉課長
介護予防担当課長
介護保険課長
障害福祉課長
松が谷福祉会館長
保護課長
自立支援担当課長
健康部長
台東保健所長
健康部参事
健康課長
国民健康保険課長
生活衛生課長
保健予防課長
保健サービス課長 | 服 部 征 夫
野 村 武 治
反 町 英 典
三 瓶 共 洋
福 田 兼 一
大 塚 美奈子
田 中 裕 子
浦 田 賢
江 口 尚 宏
平 田 佳 緒
行 天 寿 朗
(保護課長 兼務)
水 田 渉 子
(健康部長 兼務)
尾 本 由美子
大 網 紀 恵
松 上 研 治
田 畑 俊 典
(健康部参事 事務取扱)
塚 田 正 和 |

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

環境清掃部長	遠 藤 成 之
環境課長	古 屋 和 世
清掃リサイクル課長	坂 本 一 成
台東清掃事務所長	廣 瀬 幸 裕
住宅課長	浅 見 晃

7 議会事務局	事務局長	鈴 木 慎 也
	事務局次長	久木田 太 郎
	議事調査係長	吉 田 裕 麻
	書 記	遠 藤 花 菜
	書 記	堀 真佑夏

8 案件

◎審議調査事項

案件第1 第84号議案 東京都台東区住宅宿泊事業の運営に関する条例の一部を改正する条例

案件第2 陳情8－9 心身障害者福祉手当を精神障害者にも支給することについての陳情（新付託）

案件第3 特定事件の継続調査について

◎行政視察について

◎理事者報告事項

【福祉部】

1. 補正予算について 資料1 福祉課長
2. 民生委員・児童委員の活動費の引き上げについて 資料2 福祉課長
3. 台東区高齢者保健福祉計画・台東区介護保険事業計画について 事前資料1 高齢福祉課長
4. 「老人福祉センター・老人福祉館」の今後の対応について 資料3 介護予防担当課長
5. 台東区障害福祉計画について 事前資料2 障害福祉課長
6. 生活保護の現況について 資料4 保護課長

【健康部】

1. 補正予算について 資料5 健康課長
2. 台東区中核病院運営協議会報告について 事前資料3 健康課長

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

3. 台東病院等運営協議会報告について 事前資料4 健康課長

4. 住宅宿泊事業におけるゼロ日規制の実施について

.....資料6 生活衛生課長

5. 不妊治療費助成の変更について

.....資料7 保健サービス課長

【環境清掃部】

1. 補正予算について

.....資料8 環境課長

2. 台東区一般廃棄物処理基本計画（中間改定版）について

.....資料9 清掃リサイクル課長

3. 令和7年度ごみ量・資源回収量及びプラスチック分別回収実績について

.....資料10 清掃リサイクル課長

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午前 9時59分開会

○委員長（松尾伸子） ただいまから、保健福祉委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、区長から挨拶があります。

◎服部征夫 区長 おはようございます。よろしくお願いします。

○委員長 本日は、卓上マイクのスイッチを必ず押してから、ご発言願います。

また、理事者発言席を設けましたので、よろしくお願いいたします。

○委員長 次に、傍聴についておはかりいたします。

本日提出される傍聴願については、許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、審議に入らせていただきます。

○委員長 初めに、案件第1、第84号議案、東京都台東区住宅宿泊事業の運営に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案は、理事者報告事項、健康部の4番、住宅宿泊事業におけるゼロ日規制の実施についてが関連いたしますので、説明と一括して報告を聴取し、審議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、第84号議案及び報告事項について、理事者の説明を求めます。

生活衛生課長。

◎田畑俊典 生活衛生課長 それでは、初めに、健康部報告事項の4、住宅宿泊事業におけるゼロ日規制の実施についてご説明いたします。

資料6をご覧ください。項番1、概要です。国はこれまで、年間全ての期間で民泊の実施を一律に制限するゼロ日規制について、適切でないとの考えを示してきましたが、7月15日付で発出された住宅宿泊事業法に規定する届出住宅に係るゼロ日規制等において、一部実施することを可能とする新たな考えを示しました。そこで、本通知を踏まえ、新たにゼロ日規制を実施するものでございます。

項番2、国からの通知の概要をご覧ください。（1）通知日、（2）発出元は、資料記載のとおりです。

（3）主な内容ですが、国は今回の通知において、ゼロ日規制は、例示するようなケースにおいて、各自治体の判断において、合理的に必要と認められる限度において行うことは可能で

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

あるとしています。

国が示した例示ケースは、資料記載のとおり、①住宅地や教育施設等の周辺において、住宅地の静穏な居住環境や教育施設の清純な環境が損なわれるおそれがある場合に、この区域において新たな民泊を実施することを禁止することや、②定住人口や地域コミュニティの維持が困難になるおそれがある場合に禁止することとなっております。

恐れ入りますが、2 ページ目の項番 3、本区におけるゼロ日規制の対象区域をご覧ください。国からの通知を踏まえ、本区において規定するゼロ日規制の対象区域についてです。都市計画法に規定する第一種、第二種中高層住居専用地域及び都市計画法に規定する特別用途地区である第一種、第二種文教地区については、現在、建築基準法及び都文教地区建築条例に基づき、旅館、ホテル等の開設が既に禁止されております。そこで、住宅宿泊事業の運営に関する条例を改正し、同区域を民泊のゼロ日規制の対象とすることで、旅館等と同様に、今後新たに民泊を実施することを禁止いたします。

3 ページ目に、別紙として、対象区域を地図上で示しております。中高層住居専用地域を緑で塗ったエリアで、文教地区を赤の斜線で塗ったエリアで示しておりますので、後ほどご確認ください。

恐れ入ります、資料 2 ページ目にお戻りいただき、項番 4、適用開始日をご覧ください。令和 9 年 1 月 1 日からの適用を予定しております。

最後に、項番 5、今後の予定ですが、今申し上げたとおり、来年 1 月 1 日からの改正条例施行を予定しております。

報告資料の説明は以上となります。

続きまして、第 84 号議案、東京都台東区住宅宿泊事業の運営に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。本案は、第 17 条において、ただいまご報告しましたゼロ日規制について新たに規定をするものでございます。あわせて、第 8 条、周辺地域の住民等に対する周知及び次ページの第 18 条、届出住宅の公表において、住宅宿泊事業者が管理業者であって、自ら届出住宅に係る管理業務を行う場合においても、事前周知及び届出住宅の公表を拡大する改正を行っております。

長くなりましたが、説明は以上となります。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○委員長 それでは、第 84 号議案及び報告事項についてご審議願います。

岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 この住宅宿泊事業におけるゼロ日規制、国のほうからガイドラインが示されたということで、これに即対応したことにに関して高く評価をしております。

他区に先駆けて、一番最初にやったということと、地区も理屈が立っているということがありますので、単なるガイドラインですが、他区の状況を見ながら、10 月以降の、また、6 月に

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

決定した条例も含めて、またいろいろとこの先変わっていくのかなというふうに考えています。

今回の件に関しては、我が会派としては喜んで了承というふうに、賛成でございます。以上です。

○委員長　じゃあ、よろしいでしょうか。

これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長　ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

なお、報告事項についても、ご了承願います。

○委員長　次に、案件第2、陳情8－9、心身障害者福祉手当を精神障害者にも支給することについての陳情を議題といたします。

本件は、新たに付託されたものであります。事務局次長に陳情の趣旨を報告させます。

（久木田議会事務局次長報告）

○委員長　それでは、本件について、ご審議願います。

岡田委員。

◆岡田勇一郎　委員　この件、他区の状況も含めて、台東区として、どのように今後進めていこうというふうに考えているか、所管の状況をお聞かせいただけますでしょうか。

○委員長　保健予防課長。

◎尾本由美子　保健予防課長　お答えいたします。

これまでは、精神障害者の特性に応じる形で、精神障害者が症状に波があることや、適切な治療を継続することにより症状の安定化が図られるという特性を踏まえて、手当ではなく、自立支援医療給付による通院費の軽減等、医療を中心に施策を進めるとともに、福祉施策の充実に努めてまいりました。

現在、改定作業中の第8期障害福祉計画におきまして、基本理念を障害特性にかかわらず、住み慣れた地域で生き生きと暮らせる社会の実現としておりますことを受けまして、計画の改定に合わせて、この理念の下で手当の支給対象を精神障害者に拡大することについても既に検討に入っております。以上です。

○委員長　岡田委員。

◆岡田勇一郎　委員　今後の計画が改定されて、今回、このような形で検討に入ること、スタートできる状況に近づいてきていると思いますので、この陳情に関しては、自民党としては採択させていただきたいと思います。

○委員長　採択でよろしいですね。

◆岡田勇一郎　委員　はい。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 ほかに。

伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 今の質問というか、の中で、もうちょっと深めてお聞きしたいかなと思うんですけれども。今回、台東区がこれらをやっていないというか、4区に入ったということが表示されたりしているわけなんですけれども、要するに精神障害者保健福祉手帳というのもお持ちであるけれども、これらは外したということは、東京都の意見というかも踏まえて行っているということを今お聞きしたんですけれども。これからの計画の中で、他区の状況などはどのように把握されているんでしょうか。

○委員長 保健予防課長。

◎尾本由美子 保健予防課長 他区の状況でございます。陳情にありますとおり、19区が精神障害者にも手当を支給しております。対象は、全て精神障害者保健福祉手帳の1級の所持者の方で、手当の金額は区によって差がありまして、月額4,500円から1万5,500円までと幅がございます。以上です。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 私もちょうと調べさせていただきまして、今お答えいただいたような内容ということあるんですけれども、ここの中で、私が、やはり陳情の中で重視しなければいけないかと思うのは、要するに精神障害者に対する行政による差別というか、こういうものがこの中にあるのではないかと、だから、区によって違っていたりじゃないかということが、質問として、疑問として出されているところです。ですので、この辺については、台東区としてはどのようにお考えなのかということをちょっとお聞きしたいです。

○委員長 保健予防課長。

◎尾本由美子 保健予防課長 先ほどの答弁と重複いたしますけれども、これまで台東区としましては、精神障害者の特性に応じた医療を中心とした施策と福祉の充実をやってきたというところでございます。ただ、今回の計画の改定に合わせまして、障害の特性にかかわらずという理念を掲げますので、その下で、手当の対象の拡大についても検討に入っているということでございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 今、特性に応じてということでしたけれども、そういう特性もありますし、あと、やはり具体的には特性と合わせてというか、通院そのものが非常に困難であったりとか、そういう状況など、この精神障害の方たちの取り巻く状況は非常に大きいのではないかと、ですから、医療の面だけではないということを見ていただくことが大事なのかなということを感じているところです。ですので、今度の、台東区としても計画を具体化される、こういう中では、やはり先ほど最初に私が言った、行政による差別的なものとかがないかどうかというか、そういうこともちょっと含めて、しっかり検討していただきたい。

あと、精神障害者の方の生きづらさとか社会性というのが、そういうところでの困難な状況

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

というのはどのように把握されているのでしょうか。

○委員長 保健予防課長。

◎尾本由美子 保健予防課長 生きづらさというと、ちょっとお答えが難しいところではございますが、昨年度実施しました障害者の実態調査におきましても、そのような状況は把握できるものかと思っております。

○委員長 伊藤委員、そろそろ結論をお願いします。

◆伊藤延子 委員 そうですね。これには、私は採択をするということを最初に言うておきます。もう中間だね。

それで、これから計画のところに、ぜひとも、先ほど言った差別的な云々ということが、行政としてないのかどうか、その辺の検証もしていただきたいということと、あとは、19区、他の区の自治体のを見ていますと、手帳をお持ちの1級の方という状況だけになっているんですよね。ですけれども、実際には、先ほど言ったような生きづらさとか、そういうところも加味すると、この19区の多くのところに学んでというか、横並び的なということではなく、台東区としてもこれらを検証して、どのように手当を出すことが、皆さんに、役に立つのかというか、その辺をしっかりと提案していただいて、私たちも審議に参加させていただいて決定していただければという、私たちというのは当事者とか家族の方とか、こういう方たちの意見もしっかりお聞きして、それで具体化していただきたいということを、これは要望としてお願いいたします。以上です。

○委員長 要望で、採択ですね。

◆伊藤延子 委員 採択。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 採択なんですけど、1点お聞きします。この陳情の中で、台東区在住の当事者、家族からは、支給の取扱いに対して、精神障害者に対する行政による差別であるというふうに、台東区の方から声が上がっているということなんですけれども、保健課のほうに直接そういう声というのは今までなかったんでしょうか。

○委員長 保健予防課長。

◎尾本由美子 保健予防課長 私どものほうにご要望、また陳情については、寄せられたことはこれまでございません。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 分かりました。今、いろいろ課長、答弁いただいたとおり、ほかの施策とかそういう中で、精神障害者に対しても決して差別することなく、私は今までやってきたのではないかとはいえませんが、この福祉手当について、やはり23区中4区だけが支給がない状態というのも、私もちょっと気づかなかったんですけど、課としても今検討段階というところで、検討段階なので、しっかりとここで採択をして、さらに進めていく。そして、もう後発組ですので、ほかと比べて決して見劣りがしないような、支給対象を広げる

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

とか、支給額を高く設定するとか、そういうことも含めて、一歩進んだ取組にしていきたいと思います。以上です。

○委員長 ほかに。

吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 我が会派も採択とさせていただきます。障害の種類によって支援に差が出ないように、制度の在り方を検討していただきたいということ、趣旨には賛同いたします。

あと、やはり差別というものはすごく受け取り次第で難しいのかなとは思っていて、私も差別はないんじゃないかなとは思っていて、しっかりと区別しながら、よりしっかりとした支援をしていただければと思います。以上です。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 我が会派も採択でお願いしたいと思います。差がないように、しっかり進めていただければと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○委員長 中村委員。

◆中村謙治郎 委員 採択です。

○委員長 これより採決いたします。

本件については、採択の意見が多数でありますので、採択することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

○委員長 次に、案件第3、特定事件の継続調査についてを議題といたします。

おはかりいたします。

本委員会の特定事件については、議長に閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、本委員会の特定事件の継続調査については、そのように決定いたしました。

○委員長 次に、本委員会の行政視察について申し上げます。

初めに、視察日程については、諸般の事情を勘案し、資料のとおり決定させていただきたいと思います。

次に、視察都市及び視察テーマについては、資料のとおり正副委員長案を作成いたしました。が、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 それでは、そのように決定いたしました。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

なお、お尋ねしたい事項と視察日程の詳細については、決まり次第、ご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上で、案件の審議を終了いたしましたので、事務局次長に委員会報告書を朗読させます。

なお、年月日、委員長名、議長名及び陳情の住所、氏名の朗読については省略いたします。

(久木田議会事務局次長朗読)

○委員長 次に、理事者から報告がありますので、ご聴取願います。

なお、同じ所管からの報告については一括して聴取いたします。

また、補正予算については、報告を聴取するのみで質疑は行いませんので、よろしくお願いいたします。

初めに、福祉部の補正予算について及び民生委員・児童委員の活動費の引き上げについて、福祉課長、報告願います。

福祉課長。

◎福田兼一 福祉課長 それでは、本定例会に提案いたしました令和8年度補正予算のうち、福祉部所管に係る予算の概要を説明いたします。

資料1をご覧ください。1ページをご覧ください。一般会計の歳入です。歳入予算を1億1,423万1,000円増額し、補正後の福祉部総額を207億3,433万4,000円といたします。

課ごとの内訳です。福祉課は、民生委員・児童委員活動費の負担基準額引上げに伴い、都負担金を記載のとおり増額いたします。

2ページをご覧ください。高齢福祉課及び介護保険課は、介護保険会計繰出金の前年度超過繰出分の精算による繰入金をそれぞれ記載のとおり計上いたします。

3ページをご覧ください。一般会計の歳出です。歳出予算を4億9,783万2,000円減額し、補正後の福祉部総額を358億63万1,000円といたします。

課ごとの内訳です。福祉課は、民生委員・児童委員の活動費を引き上げるため増額し、また、前年度に歳入いたしました都支出金の超過受入れ分の返還金を記載のとおり計上いたします。

4ページをご覧ください。介護保険課は、介護保険会計の予備費の財源更正に伴う減額、障害福祉課は、国・都支出金の前年度超過受入れ分の返還金の計上と、（仮称）北上野二丁目福祉施設整備の工事計画変更に伴う減額、また、千束保健福祉センター整備の電気設備工事の契約金額の変更により増額いたします。

松が谷福祉会館は、（仮称）北上野二丁目福祉施設整備の工事計画変更に伴う減額、保護課は、国・都支出金の過年度超過受入れ分の返還金を記載のとおり計上いたします。

5ページをご覧ください。債務負担行為です。（仮称）北上野二丁目福祉施設整備の工事計画変更に伴い、建築・電気・空調等設備工事及び工事監理委託の期間を令和8年度から令和13年度までとし、限度額をそれぞれ記載のとおり増額いたします。なお、限度額につきましては、資料記載の所管の総額で記載をしております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

続きまして、6ページをご覧ください。介護保険会計の歳入です。歳入予算を3億447万7,000円増額し、補正後の福祉部総額を193億7,883万円といたします。

課ごとの内訳です。介護保険課は、予備費の財源更正のため、介護給付費繰入金を減額し、前年度の剰余金を繰越金として、記載のとおり増額いたします。

7ページをご覧ください。介護保険会計の歳出です。歳出予算を3億447万7,000円増額し、補正後の福祉部総額を193億6,337万5,000円といたします。

課ごとの内訳です。高齢福祉課は、国・都支出金の前年度超過受入れ分の返還金及び一般会計繰入金の前年度超過受入れ分の精算による繰出金をそれぞれ記載のとおり計上いたします。

8ページをご覧ください。介護保険課は、前年度の介護保険料剰余金等を介護給付費準備基金に積み立てるため増額し、前年度に歳入いたしました国・都支出金の超過受入れ分の返還金及び一般会計繰入金の前年度超過受入れ分の精算による繰出金をそれぞれ記載のとおり計上いたします。

説明は以上です。

続きまして、民生委員・児童委員の活動費の引き上げについてご報告いたします。

資料2をご覧ください。1、目的です。民生委員・児童委員は、地域福祉の増進に努める特別職の地方公務員であり、区民の身近な相談役として、相談者を区の関係機関につないでいただいております。都は、委員の多様化する活動や行政との連携強化に要する通信費や複雑化、複合化する相談または支援に必要な自己研さんに要する費用、委員への活動支援の強化を目的に、令和8年4月より活動費の引上げを実施することとなりました。

2、事業概要です。民生委員・児童委員の方を対象に、役職にかかわらず、一律月額2万円を引き上げます。役職に応じた支給額の詳細につきましては、資料記載の表をご覧ください。実施時期は、令和8年4月からです。

3、補正予算額（案）です。全額都負担金として、歳入歳出とも4,608万円となります。

4、今後の予定です。補正予算成立後、活動費の引上げを実施いたします。なお、4月から9月の引上げ分につきましては、12月の活動費支給に合わせて支給させていただく予定です。

報告は以上です。

○委員長 それでは、民生委員・児童委員の活動費の引き上げについて、ご質問がありましたら、どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ただいまのご報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、台東区高齢者保健福祉計画・台東区介護保険事業計画について、高齢福祉課長、報告願います。

高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 それでは、台東区高齢者保健福祉計画・台東区介護保険事業計

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

画についてご説明いたします。

事前資料1をご覧ください。初めに、項番1、第9期計画の達成状況でございます。（1）の評価基準に沿って評価した結果を、（2）の達成状況にまとめています。全101事業のうち、達成は86事業、半数以上達成は8事業、未達成は7事業で、達成と半数以上達成を合わせますと、達成率は93%でございます。

2ページをご覧ください。（3）達成している主な事業でございます。まず、包摂的な支援の仕組みづくりでは、区の対応力向上に向けた取組として、福祉の専門職である地域福祉コーディネーターを区役所に配置し、組織横断的な対応に向けた総合的な調整を担う体制の充実を図るとともに、区職員への研修を実施しております。

2つ下の介護サービス相談員派遣では、区内の介護保険施設等や通所介護事業所に定期的に介護サービス相談員を派遣し、利用者や家族の相談に応じることで、不安や疑問の解消を図り、介護サービス改善の支援をしております。

次に、（4）未達成の主な事業と今後の取組についてです。まず、特別養護老人ホームの整備促進については、民間事業者から整備に関する相談はあるものの、実施までには至っておりません。また、健康づくり啓発推進については、各地区の健康推進委員により主体的に実施されている健康学習会は天候等の理由により中止になったことから、未達成となっております。

今後の取組としては、記載のとおりでございます。

なお、そのほかの事業の達成状況につきましては、4ページ以降の別紙一覧としてまとめておりますので、後ほどご確認ください。

次に、項番2、第10期計画の策定状況でございます。現在、学識経験者や医療・福祉関係者等で構成する台東区高齢者保健福祉推進協議会や専門部会等を設置し、第9期計画の取組を整理するとともに、今後加える視点や取組の方向性についてご議論いただいております。

3ページをご覧ください。（2）計画の基本理念及び基本目標についてです。現行の第9期計画は、区の基本構想が改定された際に策定した第8期計画の理念と目標を引き継ぎ、認知症施策の総合的な推進を新たに施策の体系に位置づけ、取り組んでいるところでございます。

第10期計画は、引き続き区の基本構想に基づくこと、また、高齢分野に係る国の制度に大幅な変更はなく、さらに、国の第10期計画の策定に向けた基本指針（案）においても、現行計画での目標や施策を踏まえ、地域包括ケアシステムの深化、推進が重要であると示されたことから、基本理念及び基本目標は現行計画を引き継ぐことといたしました。

（3）認知症施策推進計画の策定についてでございます。令和6年1月に、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行され、区、市町村において、認知症施策推進計画の策定が努力義務とされていることから、第10期計画では、8つの施策体系のうち、認知症施策の総合的な推進を新たな計画として位置づけ、一体的に策定いたします。

項番3、今後の予定につきましては、資料に記載のスケジュールに沿いまして、来年3月の策定に向け、進めてまいります。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ご説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

風澤委員。

◆風澤純子 委員 計画については了承するものなんですけれども、ちょっと事業のほうで、細かいところを、3か所ほどお聞きいたします。

まず、1か所目が、ナンバー18の千束健康増進センターです。令和9年5月まで改装ということで、今、代わりに別の数か所で運動教室を行っていると思うんですが、休館の前後で教室の数に変わりはないというふうにお聞きをしています。人気のある教室が多かったので、減らすことなく運営できているのは、それは評価したいと思っております。

この箇所で3点質問なんですけど、今、千束の再開後、ほかに移っているものは全てと言いませんが、そのうちの幾つかでも継続の予定はないのかということと、利用者の年齢層、そして、5つの区民館のトレーニングルーム廃止予定を受けて、何か問合せなどありませんか、教えてください。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 答えします。

まず、令和9年6月、千束健康増進センターの開館後の今の代替教室の運営についてですが、こちらについては、千束のほう、開館とともに終了することを予定しております。

あと、ちょっと前後しますが、区民館のトレーニング室の廃止に伴っての対応でございますが、軽運動コーナーに転換するトレーニング室の利用者に対しては、各区民館において、トレーニングマシンのある区有施設をご案内しているところです。それで、実際に健康増進センターのほうにもそれと思われる方から問合せは来ておりまして、丁寧にご案内するよう努めているところでございます。

申し訳ありません、もう1件。

○委員長 2番目のです。

◆風澤純子 委員 年齢層です。

◎塚田正和 保健サービス課長 申し訳ありません。年齢層、失礼しました。年齢層でございますが、一番多いのは70代で全体の38%ほどになっておりまして、次に60代が27%というところで、やはり60代、70代は多いという状況でございます。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 運動教室、何かたしか予約を取りづらいというほどのものもあって、さらに、今、5つの区民館のトレーニングルーム廃止が、方針が打ち出されている中で、健康づくりと介護予防のニーズにどう応えていくのかというのが課題だと思っております。

課を越えて対策を考えてほしいと思いますが、利用は主に高齢者ということですので、この後の2つ目の報告事項のときに、そのことはお聞きしようかと思います。

次、ナンバー24の地域座談会です。こちら、計画量と実績の差に開きがあるんですが、これ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

はどういうことなのかというのと、あと、参加者募集の方法とどのようなことをされているのか教えてください。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 まず、こちらの計画量と実績との差についてでございます。

この事業は、地域の健康課題について、区民の皆様とともに解決方法を考え、また、協働して事業を展開することで、区民の健康づくりを推進するものでございます。令和5年度の本計画の策定時には、区内7地区での地域座談会を令和6年度以降も継続する計画でございましたが、区民の健康づくりの推進という事業目的に対する成果が見えにくいという課題が明確になってきたため、令和6年度以降は、地域座談会を中止し、全体座談会を実施しながら、方向性について検討を続けてきました。そのため、令和6年度及び7年度の実績は、各年1回となっております。

令和8年度は、新たに健康座談会を組織し、活動テーマはメタボリックシンドローム対策に定め、学習と意見交換を重ね、地域イベント等を活用しながら啓発活動を実践する取組を始めているところで、今年度の座談会は3回を予定しております。

次に、こちらのメンバーについてでございますが、令和8年度は、初年度というところもございまして、従前の全体座談会に参加していただいた方にお声かけをして、参加をしていただいております。次年度以降、活動が円滑に進むようになってきましたら、新たな構成員の公募も検討してまいります。以上です。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 よく分かりました。最初、地域座談会でちょっと検索して出てこなくて、つい先ほど、健康座談会というふうな名称でホームページに載っていることが分かって、今答弁いただいたようなことも、何が行われているかというのもちっと分かったところなんですけれども。見てみたら、講師も招いて、そして、ワークショップの形でも行うということで、一方的に教えてもらうのではなくて、自分で考えて、他者の意見も聞いていくスタイルというのは、より学びを深めることになると思いますので、これ、小さな事業かもしれませんが、参加者募集、新たな参加者を増やしていくということも含めて、次期につなげていっていただけたらと思います。以上です。

次が、3か所目は、21ページの住宅施策について伺います。今、世代にかかわらず、住まいを確保することが困難になっている方が増えている状況で、家賃上昇や立ち退きなどで転出を余儀なくされるご高齢の方、増えていると思うんですけれども、そういった相談や転居費用助成の相談などはどのくらいあるのでしょうか。

○委員長 答えられますか。大丈夫ですか。

住宅課長。

◎浅見晃 住宅課長 お答え申し上げます。

家賃高騰や住宅価格高騰による住まいにお困りの方のご相談ということでは、ちょっと現時

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

点では正確な数値は集計しておりませんが、7年度時点では、住宅相談、103件ほどありまして、近年増加傾向ではございます。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 今、台東区を見ますと、若い方の流入が比較的増えていて、それはそれでよいことと思う一方で、これまで区に貢献してきた方が転出してしまうということに、何か申し訳ないとすら思ってしまう。なじみのお店があるとか、かかりつけ医がいるとか、地域に親しい人がいるというので、本当は台東区に住み続けたいという気持ちというのは、若い方より高齢者のほうが強いんじゃないかなという印象を受けています。

年齢での対立と感情論ではなくて、そういう長年培ってきた関係性や環境というのを、高齢者の場合、なるべく変えないほうがいいというのは、孤独や認知症のリスクの観点からも、そういう台東区を諦めなければいけないという状況は避けなくてはならないと考えています。

独居世帯での家賃上昇の平均は、大体今、一月1万円ぐらいということで、年金で何とか生活している高齢者が1万円というのはかなり厳しいんじゃないかと思っております。認知症になってしまった方についても、なかなか台東区で、例えばシルバーピアだったり、そういった住居がなかなか見つからなくて、ちょっと遠方に行ってしまうと、それまで近隣で親しくしていた方がなかなか行けなくなってしまう、認知症が進んでしまうとかいうこともあって、やはり台東区でご高齢の方がずっと住み続けていられる環境というのをしっかりとつくってほしいなというふうに思います。

今、シルバーピアの新規も止まっているような状況で、こういったことを踏まえて、ここ、高齢者施策なんで、高齢者の住まい施策というところで、住宅課としてはどういうふうに考えているかというのを、あれば教えていただきたい。

○委員長 住宅課長。

◎浅見晃 住宅課長 今、委員ご指摘のところは、国や業界団体による是正の動きに向けた動きみたいなのも今ありますので、そちらも注視しながら、区としても必要な取組を検討して、計画にも記載ありますけれども、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる住環境ということが住宅マスタープランにもありますので、そちらの推進に向けて、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 了承しましたので、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 最初の達成している主な事業という中で、新規として、包摂的な支援の仕組みづくりということが出されております。この中で、ここには、福祉の専門職である地域福祉コーディネーターを区役所に配置するなどして、組織を横断的に対応するということですね。区の職員の研修も含めて、これらを行っているということですね。これらが今年の4月から事業を実施されているということですので、進捗状況を教えていただけますか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 福祉課長。

◎福田兼一 福祉課長 お答えさせていただきます。

福祉課のほうに配置しております地域福祉コーディネーターですが、前年度から配置はされております。今年度も1名、福祉課のほうに配置をしているという状況になります。

業務内容といたしましては、取組に関連する各課の相談窓口等におきまして、把握した対応が困難な案件について、各課より相談を受け付けて、対応方法に関する助言を行っているところでございます。

実績ですが、令和8年度につきましては、4月から7月までになりますけれども、13件の相談を受けているところでございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 せっかく13件というのであれば、主な内容など、分かったら教えていただけたら助かります。

○委員長 福祉課長。

◎福田兼一 福祉課長 一例にはなりますけれども、例えば高齢の親御さんからの相談で、40代、50代とかのお子さんがひきこもりになってしまっていて、その対応をどこにつなげばいいかわからない、そういった内容を所管のほうから連絡を受けて、状況に応じて適切なつなぎ先を提供しているというような内容がございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 今の具体的な内容なども含めてお聞きすると、やはりこういう配置って非常に大事で、それで、とにかくきちんとつながって、自分の不安とかいろいろなことにきちんと答えてもらうということは、区民にとってはとても安心な中身じゃないかなと思うので、これはぜひとも発展させていただきたいなということを思います。

これは、ここにもあるけれど、定期的にご報告があるということでもいいんですか。この新規の取組事業の内容とか。

○委員長 伊藤委員、もうちょっと具体的に言ってもらえますか。

◆伊藤延子 委員 ここ、実際には10期計画の中にきちんと盛り込んで、そこで報告されるということでもいいんですか、内容を。

○委員長 福祉課長。

◎福田兼一 福祉課長 この地域福祉コーディネーターの配置だけではなく、包摂的な支援、そういう部分でいきますと、広く事業を行っているところになります。

先ほど委員おっしゃっていたように、計画につきましては、必要な事業を抜き出して、どういったことをやっていくかということを目標を立てて、記載させていただいたときには、それぞれのタイミングで報告はさせていただくこととなるかと思います。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 本当に最初の包摂的というところは非常に重要でということで、いろいろ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

年代も超えてやるということなので、これは本当に頑張っていたきたいというか、拡大していただきたいと思います。

次に、高齢者の地域見守りネットワークのところなんですけれども、これらについても、本当に具体的に熱心にいろんなところも入っているんじゃないかと思うんです。こういう中で、これだけ頑張っていらっしゃるんですけれども、それでも、一人で亡くなった方がいらっしゃいます。ここで言うと、50番のところなんです。具体的には、計画、令和7年のところは実際には562人ということなんですけれども、令和8年のところの現在までの実績などはおおよそ分かりますか。

○委員長 令和8年の実績か。

◆伊藤延子 委員 50番で見守り地域ネットワークの計画事業量ということで、そうか、失礼いたしました、機関が26機関、8機関、5機関ということで、計画と実施のところで、差がありますよね。令和6年のところは26機関ですけれども、令和7年は8機関、令和8年は5機関ということで、それで、地域の連絡会とかは同じ回数なんですけれども、見守りの養成人数とかいうところはちょっと差が出てきている状況がありますけれど、この辺はどんな状況なんでしょう。

○委員長 高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 高齢者地域見守りネットワークの関係協力機関数でございますが、こちらは、本来業務をしながら、緩やかに地域で見守りをしていきたいと思いますという企業さんだったり、商店だったりとか、そういったところをお願いをしているところでございます。

台東区全域、全体のところを見守りしていただける、例えば警察だったり、消防だったり、医師会だったり、そういった全域型の関係協力機関と圏域型、それぞれの圏域ごとの圏域の協力機関がございます。令和6年度につきましては、26機関と数が多くなっておりますのは、こちらは、佐竹商店街のほうで声かけをいただきまして、商店ではないんですけれども、その商店街のほうで、それぞれの個店が手を挙げていただいて、それで圏域型の登録をしていただいたということで、数が伸びているところでございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 分かりました。そうしますと、佐竹商店街のような、そういう広げる活動というのは、これからも引き続き頑張っていかれるということですね。そして、ここの、そうすると、計画量、目標というのは、これから先も上がったということはあるということですか。

○委員長 高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 計画量につきましては、現状を見ながら、どれぐらいで達成できるかどうかというところの目標を立てておりますので、上がることもあることもあるかもしれませんが、今、現状維持で、5機関登録を目標としてやっていきたいというふうに考えております。

○委員長 伊藤委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆伊藤延子 委員 分かりました。引き続きお願いしたいことと、地域の皆さんにも協力をと
いうことで、呼びかけるといことですよ。

もう一つですけれども、51、52というふうにあるんですけれど、いろいろされていることは
十分承知の上で、それですけれども、やはり一人取り残されてしまうとか、あとは、気づいた
ときには亡くなっていらしたとか、いわゆる見守りのネットワークとか、そういうところから
漏れてしまう事例ってそれなりにあるかと思うんですけれど、そういう把握などはされている
んでしょうか。

○委員長 高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 見守りから漏れてしまうかどうかというところですが、
区といたしましては、できる限り見守りが必要な方、そういったところを、地域包括支援セン
ターを中心に各地域で声かけをいただき、把握をしているところでございます。3年に1回で
すけれども、75歳以上の実態調査というのも行っておりまして、その中でも把握できる範囲で、
こちらとしても把握しているところでございます。

ただ、全部を把握しているかどうか、見落としがないかどうか、そこは正確には分かりませ
んけれども、できる限り見落としのないように、把握できる範囲で、こちらとしては見守りに
ついては把握していきたいと考えております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 分かりました。大事なことで、そして、やはりご近所とか、隣近所の方た
ちが、実は一番把握されたりしている状況があるのかと思うんです。ですから、そういう方た
ちの情報収集とか、そういうことも包括支援センターの方などが頑張ってやっていると
思うんですけれども、その辺をもうちょっと裾野というか、幅を広くして報告をいただくよう
なことを区としても計画、検討していただきたいと思います。

○委員長 要望ですね。

◆伊藤延子 委員 要望、はい。

○委員長 以上ですか。

◆伊藤延子 委員 以上です。

○委員長 ほかにありますか。

中澤委員。

◆中澤史夫 委員 ちょっと2点ほど、特に要望になってしまうと思うんですけれども、お話
しさせていただきたいと思います。

計画の中の16番の敬老の集い、先日も敬老の集い、行われまして、元気なお歌とかダンスと
か見させていただいて、すばらしいなというふうに思いました。私も将来、年取ったときに、
そういうふうに動けるように頑張っていきたいなと思いました。

1点なんですけれども、敬老の集いという名称なんですけれども、実は、今回の目的がいわ
ゆる発表会という形になっていると思うんですけれども、ここに所属をしていないご高齢の方

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

が、元気なので仕事はされているんですけども、敬老の集いに呼ばれなかったというふうには実は連絡が来て、敬老の集い、台東区でやっているものだと思っていましたよね。なので、この前、お話しに行きましたら、そういう内容なんですって伝えましたら、できれば高齢の方で、皆さんで集まって、何かイベントとかやってお祝いしてほしいなという言葉、実はいただきまして、そういうところも今後検討をしていただければと思います。これは要望です。

あと、その次なんですけれども、やはり高齢者の住まいというところで、86番の軽費老人ホームの整備、なかなか今、ケアハウス松が谷さんはやっていますけれども、ほかにならないような状況なので、ここも会派としては、ずっとこの軽費老人ホームの整備を訴えていますので、なかなか難しいと思うんですけども、皆さんが住める環境をつくっていくことも大事だと思いますので、ぜひとも力を入れて頑張っていただければと思います。これ要望です。以上です。

○委員長 ほかによろしいですか。

了承でよろしいですか。

(発言する者なし)

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、「老人福祉センター・老人福祉館」の今後の対応について、介護予防担当課長、報告願います。

介護予防担当課長。

◎田中裕子 介護予防担当課長 それでは、「老人福祉センター・老人福祉館」の今後の対応についてご説明いたします。

資料3をご覧ください。1番、経緯です。区の老人福祉センター・老人福祉館は、老人福祉法に基づき、昭和50年代に整備され、現在まで利用されております。しかし、高齢者施策は介護予防を重視した事業の重要性が示されるなど、大きく変化しております。また、利用者の固定化、高齢化も進行していることに加えて、いずれの施設も維持管理コストが年々上昇しております。

このため、区では、令和4年度より出張型事業、かがやき長寿ひろばを入谷区民館で試行し、令和6年10月に開設しました竜泉福祉センターを新たな介護予防の拠点として位置づけるとともに、モデル事業における実施状況の検証を通じて、本事業の区内全域での実施及びセンター・館の今後の対応について検討していく方向といたしました。

2番、センター・館及びかがやき長寿ひろばの実施状況です。(1)センター・館についてです。直近10年間の状況については、区内の60歳以上の人口の推移が5万5,000から5万6,000と横ばいであるにもかかわらず、延べ利用人数は、平成28年度と比較して、令和7年度におきますと、個人が約6割、団体が約4割程度となっております。詳細につきましては、表に記載のとおりとなっております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

次に、（２）かがやき長寿ひろばについてです。この事業は、令和４年度の入谷を皮切りに、順次、実施場所を拡大いたしまして、令和８年度現在では、地域包括支援センター、７圏域で全て網羅しております。

恐れ入りますが、別紙３ページの図をご覧ください。こちらで示していますオレンジ色の部分が、かがやき長寿ひろばのカバーエリアとなっております。また、どの会場で登録しても利用できるよう、利便性を向上させたほか、今年度からは竜泉福祉センターに統括本部を設置し、複数にわたる実施法人をまたいだ全体調整を行うことで、区内全域でより効果的な介護予防事業の展開を図っております。

恐れ入ります、資料の２ページのほうにお戻りください。かがやき長寿ひろばの延べ利用人数につきましては、表に記載のとおりでございます。令和４年度に比較して、個人、団体とも飛躍的に伸びている状況となっております。

３、今後の対応です。これまでの取組におきまして、センター・館の機能については、かがやき長寿ひろばで代替できること、その利用実績も向上していること、また、今後は区民館に整備される軽運動コーナーを活用して同事業を実施することで、一層充実が図れると考えております。これらを踏まえ、今後の対応については次のとおりといたします。

（１）三筋老人福祉館についてです。活動団体数も限定的であること、また、徒歩圏域であるくらまえ地域包括支援センターでかがやき長寿ひろばを実施していることで、事業及び居場所や集会室といった機能の移転も可能であることから、廃止いたします。なお、廃止時期につきましては、三筋保育園の改築を踏まえ、令和９年度末といたします。

（２）老人福祉センター及び橋場老人福祉館についてです。活動団体数、利用者数とも、平成２８年度と比較して半分程度となっていること、また、今年度から竜泉福祉センターにかがやき長寿ひろばの統括本部機能を移転していることや、橋場老人福祉館につきましては、近隣の福祉プラザ台東清峰会でかがやき長寿ひろばを実施していることから、現行機能の移転の可能性を含め、引き続き検討いたします。

４、今後の予定です。本委員会終了後、速やかに利用者説明を行います。その後、令和８年第４回定例会にて、三筋老人福祉館を廃止する条例について議案提出、令和１０年３月末に三筋老人福祉館を廃止いたします。

ご説明は以上です。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 この全体の、これは、老人福祉センター、老人福祉館を廃止の方向で、それで、かがやき長寿ひろばのほうに全体を移行していくというのが大きな流れかと思うんですけど、それでいいんですね。

○委員長 介護予防担当課長。

◎田中裕子 介護予防担当課長 流れとしては、そのような形で、今、三筋の分には考えてお

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ります。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 今回のこれらの計画を行うに当たって、先ほどはこれらが決定したら、利用者さんにはきちんとまた説明とか訴えをしますということを今おっしゃっていただきましたけれども、前回の機械を使ったときの問題で、やはり事前に皆さんに説明がなかったことが、皆さんの不安を大きく増長したということあるかと思うんですけど、今回の計画をつくるに当たって、区民、利用者の皆さんなどにどのような形でお声を聞いたのでしょうか。事前のアンケートとかも含めて。

○委員長 まだ来ませんけれど。

◆伊藤延子 委員 すみません、ちょっとあれで話ししていて、その前に、この計画を立てるに当たってというか、その前にというか、そういうことでのアンケートなども取っていらっしゃるって聞いているので。

○委員長 使用している方たちのアンケートですね。

◆伊藤延子 委員 それと、おおよそその結果などを、結果の特徴を、その辺をぜひお聞きしたいと思います。

○委員長 介護予防担当課長。

◎田中裕子 介護予防担当課長 今、伊藤委員がおっしゃられたアンケートについてなんですけれども、このアンケートについては、今回のこの計画を立てるに当たってということではなくて、利用者の実態を把握するということのみの目的で実施させていただいているものとなっております。

アンケートの内容につきましては、まだ速報値でございますので、精査な集計はさせていただいていない状況でございます。ただ、利用者の方がこういった地域からお通いになっているのか、また、こういった交通手段でお使いになっているのか、また、かがやき長寿ひろばをご存じかという点について重視して今回はアンケートを取らせていただきまして、速報値、今、ですので、まだ精査しておりません段階ですので、大変申し訳ないんですけども、ここでのご回答を控えさせていただきたいと存じます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 分かりました。

私たちも、こういうことを伺って、いろいろ聞いているところで、幾つかのことをちょっとお伝えしたいと思うんですけども、今回、三筋のことが、廃館というのか、になっていくということがあったので、その三筋などを利用されているという方からのご意見をちょこっと聞いたということですけど、たくさんは聞けていないんですけど、それでも、やはり利用されている方は、私たちが伺った方は全ての方が反対ということだったんですね。

それで。

○委員長 伊藤委員、報告、この委員会の前にその状況をお話しされたんですか、区民に。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆伊藤延子 委員 三筋が廃館になるって方向だったらどうかというのは聞きました。

○委員長 だったら、たればの話でも、ちょっと。

◆伊藤延子 委員 はい、でも、せっくなので報告だけ。

○委員長 ちょっと軽率です。

◆伊藤延子 委員 じゃ、口で聞いた分も含めて言います。やはり、なかなか、皆さんが非常に活用している。いろんな中身でやっているという方たちが活用しているというのは、大いに、参加している方ですけども。それで、もしこの移動、移動というのか、になったらどうかっていったときに、やはり一番距離問題を重視されていて、それで、使いやすい、通いやすい、通い慣れた、そういうところにきちんと配置、配置というのか、維持してほしいという、このことというのは、皆さんのご意見として聞きました。

私がちょっと、いろいろリーダー的なというのかな、ボランティアか、やっている人たちにどうなんですかって言ったら、皆さんやはり遠くからも来られて……。

○委員長 伊藤委員、もう、それ、よくないです。

◆伊藤延子 委員 はい、じゃあ、ここで終わります。

○委員長 終わってください。

◆伊藤延子 委員 いずれにしても、こういうことを考えますと、これらを、これからこれを決めて、その後、皆さんにご説明するということですけども、それに向けては、やはり皆さんの、何ですかね、声をしっかり聞くということをまずはやっていただきたいと思います。

○委員長 要望ですね。

◆伊藤延子 委員 もう一つ、いいですか。

○委員長 はい、要望ですね。

◆伊藤延子 委員 そうですね、もうそれ以上のことは言いようがないですが。

あと、これで、行うことで、区民館にまた軽運動の場所をつくるということなども、この、移行の中に計画としてされておりますけれども、今、区民館の実際に使う場合は、空きの状況で、空きの多いところを活用するとか、そういう状況なんでしょうか。今、区民館は区民館なりに、それぞれ使っているかと思うんですね。ですので……。

○委員長 伊藤委員、すみません、そういう内容は特に発表されておられませんけれども。

◆伊藤延子 委員 だから、聞いているんですよ。だから、お伺いしております。

じゃあ、今の区民館の利用状況などは、聞いて、報告もされたりしているかと思うんです。それは私たちも行政資料を見れば分かりますけれど、これからの、ここに書かれている軽運動については、区民館なども利用していきたいと書いてあるじゃないですか、ここに。そのことについて私、今、質問しているんですよ。それでも駄目ですか。それはいいんですね。

○委員長 じゃあ、それ。

◆伊藤延子 委員 それはいいんですね。

○委員長 はい。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆伊藤延子 委員 だから、その辺はどのようにお考えなのかということをちょっとお聞きしたいです。

○委員長 介護予防担当課長。

◎田中裕子 介護予防担当課長 伊藤委員のご質問は、軽運動コーナーをかがやき長寿ひろばでどのように活用するかということでしょうか。

◆伊藤延子 委員 かがやき長寿ひろばを使う、今、やっていて使うこと、それは大いに結構で、きちんと使っていただきたいということがあるんですけども、ただ、一つ、今、何ていうかな、あちらこちらに行っている方たちが、かがやき長寿ひろばに行くのに、少し距離があったりとかで行きにくいという方もいらっしゃるのではないかと。ここに、そういうときに、いわゆる区民館の活用、区民館の活用は、ここでいうのは、かがやき長寿ひろばを開設している区民館だけですか。

○委員長 区民館の活用について。

◆伊藤延子 委員 違いますよね、区民館の空いているところを活用して、軽運動はそこでもやろうということですよ、ここのは、違うんですか。

○委員長 そういう意味ではないです。

◆伊藤延子 委員 かがやき長寿ひろばの活動を、各区民館にも広げていくということになりますか。

○委員長 かがやき長寿ひろばの。

◆伊藤延子 委員 それでいいんですよ、それでいいんでしょうか。

○委員長 説明もう1回してあげてください。

介護予防担当課長。

◎田中裕子 介護予防担当課長 大変申し訳ございません。いろいろ、いろんな要素が盛り込んでいる資料で、大変申し訳ございません。

これから介護予防事業としましては、区民館のトレーニングルームが軽運動コーナーに替わるということも含めて、先ほど伊藤委員がおっしゃられたように、やはりこれからかがやき長寿ひろば、蔵前に行くのはちょっと遠いなという方もいらっしゃるかなというふうに考えております。そういった方にご対応ということで、区民館の軽運動コーナーも活用させていただきながら、かがやき長寿ひろばのほうも実施させていただきたいということです。かがやき長寿ひろば自体の活動場所をむやみに広げるということではなくて、たまに活用しながら、皆さんが来やすい方法を検討していきたいということでございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 分かりました。

それにしても、北部もこれで、この丸をね、丸というか、をつけていただきますと、何かみんな網羅しているようには見えるんですけど、これは半径何メートルとか、何でしたかしら、この丸、丸は。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 丸の半径。

◆伊藤延子 委員 1キロか。

○委員長 書いてありますね。

◆伊藤延子 委員 1キロ、失礼しました。

○委員長 質問したほうがいいですか。

◆伊藤延子 委員 実は話の中で、何ていうんですか、今戸の方とかが、何だ、ほうらいまで行くのは、やはり大変だということとか、お聞きするんですね。ですから、元気な方とか、元気を広げることですから、これらをやることで元気が増長するというのはあるかと思うんですけども、なかなか、何だろう、遠いから行かない。または、予約、今、結構予約も多かったりしていますけれど、予約も、これらをやると予約の枠がさらに窮屈に、窮屈というか、になるのか、今でも予約が、2回、3回断られると、ちょっともう行くのは面倒になって次は予約しないとかが実際に起こっているということです、その辺については対策が立てていただいているか、もしくはいただけるでしょうか。現在のところはいかがでしょう。

○委員長 介護予防担当課長。

◎田中裕子 介護予防担当課長 多分、今現在実施させていただいている事業については、人気のあるものについては確かに予約が難しいという部分がございます。

ですので、先ほど申し上げたとおり、統括事業本部、竜泉福祉センターに設けておりますので、そちらのほうと調整しながら、どういった事業が人気があって増やしていったほうがいいのかということについても現在、取り組まさせていただいておりますので、なるべくご負担のかからないような形で事業の展開を図っていきたいと思っております。

○委員長 よろしいですか、伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 そうですね、そういうことで、トータルでいうと、やはりこの福祉館などを廃止していくという方向は、私としては反対というか、やはりかがやき長寿ひろばをもっと発展させるということで、きちんと全部網羅できる、今でも網羅できるということで提案されていると思うんですけど、そこについては、あともう少しありますから、現在使っている方たちの、これは先ほど私がちょっとあれで言ってしまった、実際の実態把握のためのアンケートだったということですが、今度はこういう方向性を出すということでの、実際に使われている方たちの意見などをしっかり聞いていただきたいということを、まず、これはやっていただきたい。

それで、これらを踏まえて、踏まえてというのか、その結果というのか、これは進めないでいただきたいということをちょっとお伝えしておきます。

○委員長 ほかに。

風澤委員。

◆風澤純子 委員 先ほどの事前資料1のところ、こちらでちょっと質問させていただくということを申し上げましたので、1点質問と1点要望です。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

介護予防についてですけれども、区民館のトレーニングルーム廃止の話と併せて、ちょっと課を越えてやはり考えていけないといけないかなと思ってまして、マシーンがやはり高齢者の介護予防の観点から有益だということは多数報告されていて、代わりになるものは恐らくないといった中で、健康ニーズといったものにどう応えていくのか、考えがあれば教えてください。

○委員長 介護予防担当課長。

◎田中裕子 介護予防担当課長 風澤委員おっしゃるとおり、確かにマシーンと同等のものをやっていくのは難しいというお話がありました。ただ、私どもといたしましては、今年11月からトレーニングルーム自体が廃止になるということを踏まえまして、そちらのほうでどういう形の運動であれば遜色なくやっていけるかということを委託事業者と共に考えてまいりました。

その中で、今考えておりますのが、なくなったところでも、例えばセラバンドを使ったトレーニング、それは各自の負荷が変えられますので、個人個人に対応したような形で実施できるようなものができないかということで、こちらのほうは考えております。

また、これまではつつつトレーニングといいまして、各区民館、あと増進センターのマシーンを使って実施してきました事業もございますけれども、そちらのほうも、先ほどの千束が元に戻るということもございますのと、あと、あわせまして、区民館のトレーニングルームが廃止になる部分もございますので、両方の抱き合わせでこちらのほうは実施させていただきたいというふうに考えております。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 トレーニングルームについては、使っていた方たちが納得できていないということもありますが、科学的にもその効果、立証されているのに廃止してしまうということが、ちょっと問題視されるべきだったのかなというふうには思っています。

とはいえ、このように代わりのものになりそうなものというのを、しっかりと介護予防課、高齢福祉課など、課を越えて今後考えていただけたらなというふうに思っております。

ただ、集団で何かすることが苦手な方とか、決まった時間に参加しづらい方というのも、単独で可能な根拠の伴う健康づくりという点では、今おっしゃっていただいたセラバンドとかになるのかなというふうに思うんですが、幾つかそういったものを、マシーン以上のものがちょっと私、思いつかないところではあるんですけれども、何かそういうことを考えていただくといいというふうにおっしゃっているんで、ぜひお願いしたいところです。

もう一つ、項番3の三筋のところなんですけれども、今後の対応なんですけれども、三筋については保育園の関係もあって致し方ないというふうに思います。センターと橋場についても、移転の可能性を検討ということなんですけれども、こちらのプログラムを見ますと、とてもここでもよいものを行っているんで、これから別のところで行うというところではあるんですけれども、高齢者にとっては、ちょっと伊藤委員とかぶるかもしれませんが、何か所かでの集中型よりも、なるべく近くにそういった場所があるような、児童館も数が十分とは思ってはいま

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

せんけれども、児童館と同じように、あちこちにそういう利用できる場所があるというのもすごく大事だとは思っております。利用者さんの意向とか思いを十分確認して、丁寧に進めていってほしいと思っております。

利用者さん、大きく減少したとはいえ、やはりこれだけの方が利用しているというふうに捉えて、本当に説明を十分をお願いして進めていってください。以上です。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 これ、ちゃんと委員会の場所で言っておいたほうがいいと思うんですけど、先ほどの伊藤委員の発言、私たち、職務上、知ることができることを事前に理事者から報告を受けていますよね。それを、この委員会の報告前に区民に話をしてアンケートを取るのは、やはり信義に反すると思うんですよね。それってすごく残念だと思います。それだけはちゃんとお伝えしておきたいということと、あと、かがやき長寿ひろばのこの件に関しては、利用者がどんどん減ってきていてという、合理性を考えて私たちは了承であるんですけども、これからかがやき長寿ひろばを区民館などで徐々に広げていっていただいて、複数箇所で行うというお話というのは入っていましたので、そういった意味でこれから前に進めていっていただきたいなというふうに思います。以上です。

○委員長 ほかに。

中澤委員。

◆中澤史夫 委員 1点だけ確認したいんですけど、令和9年度末に三筋の保育園の改築を踏まえて、三筋の老人福祉館を廃止するということなんですけれど、これ、三筋の保育園を改築に当たって、何か機能強化とか、ちょっと幅を広げるとかいうことが実際あるのでしょうか。

○委員長 介護予防担当課長。

◎田中裕子 介護予防担当課長 さきの子育ての委員会で保育課長のほうからご報告があったかと思うんですけども、医ケア児対応ですとか、そういった新しい機能を含めて改築したいというふうな形でお考えのようでございます。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 そこを含めてしっかりと丁寧に説明していただいて、ご協力いただくという形であればスムーズに進むんじゃないかなと思いますので、その辺もしっかりとお願いできればと思います。以上です。

○委員長 ほかよろしいですか。

伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 先ほど岡田委員からも、発表する前にというのは、私たちのところもちょっと勇み足の部分もあったかなと。ですけど、こういう方向性であるということの説明などは、やはり区民に知らせていくということは大事なと。ここで、これで。

○委員長 伊藤委員、岡田委員の言っていたこととか私が言っていること分かりますか。

◆伊藤延子 委員 だから、あれに。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 議会中に知り得た情報を先走って言ってしまったら。

◆伊藤延子 委員 はい、そこは受け止めました。

○委員長 まずいです。

◆伊藤延子 委員 はい、そこは受け止めました。

○委員長 反省していただけると。

◆伊藤延子 委員 だから、反省しております。だから、今、発言させていただいております。

ですので、そのことがこちらでも、皆さんとの了承じゃないけれど、ということもやりながら、皆さんに知らせていくことが必要かなというふうに思います。

○委員長 今後ですね。

◆伊藤延子 委員 はい。意見としては、やはり、何ですかね、いろんなことが議会で、こういう大事なことであるんですけども、これが議会で決まらなと報告できないということについては、逆、今じゃなくていいです、後ほどきちんとご意見をいただきたいと思います。以上です。

○委員長 今後、しっかりとご説明とか理解、目的を深く理解していただくという作業においては、やはり来年度に向かってはきちんと進めていただけたと思いますけれどもね。ですけど、さらに、丁寧にしっかりと進めていただきたいと私も思いますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの報告については、了承願います。

○委員長 次に、台東区障害福祉計画について、障害福祉課長、報告願います。

障害福祉課長。

◎江口尚宏 障害福祉課長 それでは、台東区障害福祉計画についてご説明いたします。

事前資料2をご覧ください。初めに、項番1、第7期台東区障害福祉計画の達成状況についてです。

第7期計画に掲載されている計画事業について、(1)に記載する評価基準により評価いたしました。

(2)施策の方向性ごとの達成状況ですが、全128事業のうち、達成が113事業、半数以上達成が6事業、未達成が9事業で、達成と半数以上達成を合わせた達成率は93%となりました。

2ページをご覧ください。次に、(3)達成している主な事業です。障害者ICT活用の推進では、障害者支援アプリ「ささえ〜る」の運用を開始し、各種の情報提供を行い、障害者の情報アクセシビリティの向上を図っております。

また、地域生活支援拠点の機能の充実では、今年度より3事業所にコーディネーターを配置しております。

移動支援の充実では、就労継続支援B型事業所への通所や区内小・中学校の通常学級等への通学時に移動支援を利用できるよう、対象を拡大しております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

(4)の未達成の主な事業と今後の取組についてです。ショートステイの整備及び身体障害者グループホームの整備については、千束保健福祉センター大規模改修工事の入札不調により、着工が遅れたことにより未達成となっております。

ヘルパーの養成促進については、養成研修への申込者数が計画量に満たなかったことにより、ます。

今後の取組としましては、資料記載のとおりとなります。

各事業における達成状況の詳細につきましては、資料4ページ以降にございます別紙を後ほどご覧ください。

以上が第7期障害福祉計画の達成状況となります。

続きまして、項番2、第8期台東区障害福祉計画の策定状況です。

(1)第8期計画の策定状況につきましては、学識経験者や医療・福祉関係者、障害者団体等で構成されました台東区障害者福祉施策推進協議会に、検討部会として庁内検討会及び当事者検討チームを設置し、第7期計画の施策の取組を整理するとともに、今後加える視点や取組の方向性についてご議論いただいております。

3ページをご覧ください。(2)計画の基本理念及び基本目標です。第8期計画の策定に当たっては、第7期計画策定時に計画策定の基本となった国の障害者基本計画が現在も計画期間中であるため、現行計画の趣旨は維持しつつ、様々な障害特性に応じた支援体制の構築が重要となっていることを踏まえまして、基本理念について、下線の文言を一部追加したというふうなところでとどめております。

最後に、項番3、今後の予定です。資料に記載のスケジュールに沿いまして、来年3月の策定に向け、進めてまいります。

ご説明は以上となります。

○委員長 ただいまの報告についてご質問がありましたら、どうぞ。

風澤委員。

◆風澤純子 委員 3か所ほどお聞きいたします。

まず、1つ目、施策1の障害への理解のところなんですけれども、今年の予算委員会の総括質問とかぶるところがあるんですが、昨年公表された、何でしたっけね、台東区障害者実態調査報告書で、障害のある方が地域で安心して暮らすために重要だと思える施策として、障害に対する理解の促進というのが54.2%ということで、前回より10%増加しています。

事業としては、これ、やったよということで、達成でいいんでしょうけれども、実態としては、区民の方の満足度としてみると、達成しているとは言えない状況というのがあるかなというふうに思っております。

先日の協議会のほうをちょっと傍聴させていただいたんですが、学識者の方からのご指摘が、ちょっと私自身も感じていたことなので一つ申し上げたいと思います。例えば、今、障害というのは、医療モデルから社会モデルで考えるべきで、疑似体験、これ自体は評価するんですけ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

れども、それが医療モデルなのではないかというような指摘でした。ああ、大変だねみたいなことで終わりにしないで、環境や仕組みが変わることで解決していく社会モデルというのを区民が理解していけるようにすることを次の計画には入れていただきたいのですが、考えをお聞かせいただけたらと思います。

○委員長 障害福祉課長。

◎江口尚宏 障害福祉課長 お答えいたします。

区としまして、これまで委員おっしゃっていただいたとおり、様々な障害への理解促進、意識啓発に今現在取り組んでおります。計画上達成となっておりますが、区としても引き続き取り組んでいく必要がまずあるかというふうに思っております。

障害に関する考え方、捉え方につきましては、今、委員からありました医学モデルから社会モデルという考え方が今主流になっているというふうに区としても考えてございます。それを踏まえまして、意識啓発どうしていくかというところでございますが、今後、ほかの自治体の取組などを当然参考にさせていただきながら、より効果的な取組があればそういうことに取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 承知いたしました。

では、次が、施策113の医療的ケア児支援のための看護師の配置なんですけれども、これも一応実績的には実施ということなんです。先日の子育て・若者委員会のほうで秋間委員のほうから看護師が酸素を扱えずに受入れができなかった子がいたことがあるというようなことを話していたかと思います。酸素の取扱いというのは、私、メーカーによってちょっと取扱いを、異なるという部分があるものの、そんなに難しいことではないので、もしかしたら看護師が不安というよりも、施設側の不安なんじゃないかなというふうに思ったんですが、その辺、もし分かることがあれば教えてください。

○委員長 障害福祉課長。

◎江口尚宏 障害福祉課長 お答えいたします。

先ほどの子育て・若者特別委員会で保育課長がお答えしたとおり、酸素については現在受け入れていないという状況がございます。ただ、現状としても、そのときお答えあったかと思うんですが、区としても課題として認識しておりまして、受入れについて、他自治体や東京都の動向を見ながら対応していくとお答えしておりますので、所管、障害福祉課としまして、一緒に考えて検討を進めていければというふうに考えております。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 そうですね、酸素ではなくて、人工呼吸器とかが苦手な看護師は確かにいるんですけれども、それでも在宅用の機器なので、使い方が分かれば対応できるはずなのじゃないかと思うんですね。医療的ケア児支援法では、保護者の付添いがなくても受け入れられるよう環境整備を行う責務が区に課せられていますので、もし施設側が不安を抱いているという

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ようなことが理由で受け入れられないということがないようにしていただきたいと思います。

看護師に、そのメーカーの取扱いとか、オリエンテーションをするとか、子どもに慣れるという時間も、しっかりと労働時間として確保するなどの支援をお願いしたいと思います。

次が、13、14ページの就労の場と機会の充実のところです。そうですね、働きたい人への就労支援施策みたいところは増えてきている一方で、区が直接雇用する場の施策がここではちょっと見受けられないかなという気がしています。単に企業などに雇用をお願いするだけではなくて、区自身が仕事をつくる側になるということも必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○委員長 障害福祉課長。

◎江口尚宏 障害福祉課長 お答えいたします。

委員のご提案の就労支援の創出といいますか、そういったところを区としてどう取り組んでいくかにつきましては、11月に行います生涯学習センターの跡地というか、そこで活用するところで、就労の創出などの、工賃の向上と併せて就労の支援といったところの観点も行わせていただくところです。ですので、引き続き、ほかの、そういう当事者の方のお話も聞きながら、区としてどういった支援ができるか、そういったところも踏まえて考えてまいりたいというふうに思います。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 私も11月の生涯学習センターのところは大変期待しているところです。7月から障害者の法定雇用率が自治体だと3%に引き上げられたんですけれども、雇用率を達成するために雇用するというのではなく、また、今既にある仕事に合わせるというよりも、その人の特性に合った仕事というのを創出していくということも地方自治体の役目だというふうに考えております。

深い話になると、人事課とかになってしまうと思うので、こちらとしては、先日の推進協議会などでも、当事者の方から、もっと私たちできるんだよみたいなのところも話があったかと思いますので、いろいろな方のご意見を聞いていただいて、ぜひ創出ということも考えていただけたらと思います。以上です。

○委員長 よろしいですか。

ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、生活保護の現況について、保護課長、報告願います。

保護課長。

◎行天寿朗 保護課長 それでは、福祉部の6番、生活保護の現況についてご報告をいたします。

資料4をご覧ください。この1年間の生活保護の概況をご報告するものでございます。

初めに、項番1、被保護世帯、人員数の推移です。この3年間の国、東京都、本区の状況を表にまとめてございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

世帯数、人員数、いずれも、国、東京都、本区とも減少傾向にあります。要因としては、コロナ禍からの経済回復に伴う雇用環境の改善等が考えられます。

本区の数値については右端にございますが、本年6月時点では、前年同月比で世帯数で276、人員数で314名の減となっております。

続きまして、項番2、世帯類型別被保護世帯数の推移でございます。各類型の構成比について従来と大幅な変化はございません。類型の中では高齢者世帯が全体の3分の2を占めており、最も比率が高くなっております。こちら、高齢者世帯の割合については、東京都や国との数値から比べても高い数字となっております。

続きまして、項番3番、申請件数の推移です。申請件数につきましては、令和6年度増加に転じておりますが、令和7年度、また減少しております、前年比で72件の減となっております。

恐れ入ります、2ページ目をご覧ください。項番4、保護開始の理由です。保護開始理由の推移でございます。表の下から3行目、貯金等の減少、喪失による保護の開始が最も多く、約47%となっております。

また、項番5、保護廃止理由の推移でございます。死亡及び失踪による廃止、上から2行目と3行目ですね。死亡及び失踪による廃止、合わせて約63%と高い割合となっております。

続いて、3ページ目をご覧ください。項番6、生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた追加給付についてです。今年度行うことになった追加給付について、実施状況を申し上げます。

(1) 保護受給中世帯です。①、②のとおり、5,409世帯に対して、8月3日月曜日に職権にて給付をしており、滞りなく完了をしました。

(2) 保護廃止世帯についてです。①のとおり、8月1日から受付を開始しております。また、申出の受付期間は令和9年7月31日までとなっております。②実施状況です。申請者数は9月14日時点で177件となっております。

まずは、追加給付について、受給中世帯に支給が完了し、廃止世帯からの申出受付を開始したことをご報告させていただきます。

報告は以上になります。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 生活保護を受ける方が減少傾向にあるということです。実際に私は橋場の地域に、清川の地域などに住んでいますと、山谷の方たちなどは減っているなという印象もあるというのが実感というかな、実態です。だから、そういう意味では減る傾向もあるのかなというところは、何ていうかな、この表のとおりなのかなというふうに思います。

こういう中で、申請件数の、その前に相談があって、そして申請件数なのかなというふうにするんですけど、令和5年、令和6年、令和7年で、増えたり減ったりか、ここのところの

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

推移というのは、もし感覚として、感覚じゃないか、分かるようでしたら教えてください。

○委員長 保護課長。

◎行天寿朗 保護課長 ご質問が1 ページ目の項番3、申請件数の推移の件だと思います。

◆伊藤延子 委員 そうです。

◎行天寿朗 保護課長 申請数については、表に記載のとおりですが、こちらは申請に至る前に、そもそも面接の相談をした実の件数、人数がございまして、そこが5、6、7年度というのはそんなに変わっておりません。具体的な数字を申し上げますと、令和5年度が1,201件、令和6年度が1,251件、令和7年度が1,142件でございます。相談の実件数自体の流れは、多少年度によって凸凹はございますが、横ばいの傾向かなと考えております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 こちらのほうは横ばいの傾向ということですので、ちょっとこれからも注視して、とにかく生活保護は人権なんだということが、もう重々ご存じで、それでそういう形で皆さんにもお伝えしているかと思しますので、そういうことで相談活動をよろしく願いたします。

それで、次に、6番のところの生活扶助基準に関するもので、最高裁決定を踏まえた追加給付についてというところですが、これらはあくまでも台東区の自治体が問題ということではなくて、国の問題であるということをお私なども認識はしているところです。

こういう中で、国がですか、国ですけど、実際には2つのあれがありますね。保護費の追加給付、あとは特別給付というのがありまして、追加給付というのは、結局、本来支払われるべきである、これらを半額の形で出しているということになります。このこと自体はやはりちょっと問題があるのではないかと思うんですけど、この辺に対して台東区としてはどのような認識でしょうか。

○委員長 保護課長。

◎行天寿朗 保護課長 お答えをいたします。

追加給付の件、今、委員がおっしゃったことは、まず私どもとして、今回の追加給付については、あくまで判決後に新たに定めた基準の差額を支給するという考えで国から通知が来ており、その内容に従っております。もう少し解説的に細かく言いますと、当初、平成25年に改定された物価の変動に基づく調整、こちらがマイナス4.78%でございました。その後、新たに調整の水準額、基準額を変えています。それが消費実態に基づく水準としてマイナス2.49%、こちらの4.78%と2.49%の差額分を今回は追加給付しなさいというのが国からの通知になりました。こちらについては私どものほうで今、ご報告したとおり、保護受給世帯については追加給付を実施し、廃止世帯については申出を受付を開始したというところでございます。

したがって、私どもとしては、国からの通知に従っており、全国の自治体でも同様の方法で給付事務を実施しているというところではございまして、生活保護行政、国の定めた法律やルールに基づき、実施するものでございます。本区も同様に適切に対応しているという考えで

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 分かりました。

自治体としてはそれ以上のやりようがないのかなというふうにあるんですね。

ですけれど、今回の通知書を7月下旬でしたかしら、で、8月から実際に支給を始めたという中で、具体的にご相談だったり、不満だったり、いろんな形で当事者などからの意見などあったかと思うんですけれど、その辺はどうでしょうか。

○委員長 保護課長。

◎行天寿朗 保護課長 お答えをいたしますと、9月の下旬、25日時点で窓口や電話での問合せというのは合計で330件ほどございました。基本的には、ちょっと細かい実務的な内容です、追加給付申請書の記載方法、送付した決定通知の内容の確認、それから電子申請のやり方とか、書類を郵送してくださいとか、そのような事務的な確認の内容でございます。

○委員長 伊藤委員、よろしいですか。

◆伊藤延子 委員 はい、分かりました。

いずれにしても、実際、何ですか、受けたということで、お金が入ったことで少しゆとりを感じたりした人たちもいらっしゃるのかなというふうには思うんですね。

ですけれど、これ、あくまでも、2013年とか、その時点では支払われるべきだったというものです。その辺をやはり、私たちかな、自治体としてもしっかり肝に銘じというか、要するにその方たちの人権など、そういうこともしっかりと守る立場で自治体としては対応していただきたいと思うんです。

実際は、台東区のほうにはそんなにきちんとした不満や何かも届いていないということなんですけれども、具体的に、これはどうなんだ、今言った人権的にどうなんだということなどもあったり、問合せとかあったりしています。ですから、今後もこういうことに対してはきちんと丁寧に説明をしていただきたいというふうにあります。

この件については以上です。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 私もちょうと項番6の最高裁判決を踏まえた追加給付のところでお聞きしたいと思います。

保護受給者には早めに支給されたようですし、廃止世帯へのホームページでの案内も比較的台東区早めにされていたのではないかなというふうに思っていて、それは評価したいと思います。

保護廃止世帯は、自分で申出が必要なんですけれども、ホームページのほか、どのように周知をされていますでしょうか。

○委員長 周知ですね。

保護課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎行天寿朗 保護課長 お答えいたします。

区の周知については、区のホームページ、広報たいとう、それから厚労省が作成したポスター、チラシを庁舎、それから区民事務所に掲示し、周知をしております。

また、本件について、周知は一義的には国が実施する、国の責任において実施するということになっております。国としてはポスター、チラシの作成であったり、ウェブの広告、それから全国紙複数紙での新聞広告、それからコンビニでの広告等の媒体を利用して周知を行っているというところでございます。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 この廃止世帯について、対象期間に別の自治体で特に保護を受けていた人などは、自分事と思っていない人も一定数いるのではないかと私も思うんですけども、先日、その当事者の方が、自分はいろいろ情報をキャッチしてほかの自治体に申請したけれども、そうじゃない人のほうが、広報たいとうが捨てられていたりとか、見もしないで捨てられていたところとかを見て、そうじゃない人のほうが多いんじゃないかなというふうに話していました。

今回の追加給付に限らずなんですけれども、生活保護は権利であり、ためらわずに相談してくださいと呼びかけるようなポスターを作っているところもあります。当事者の方からお聞きすると、生活の苦しさというよりも、もう偏見の目のほうがつらいという方もいて、そういった偏見などを払拭するような効果もポスターにはあると考えています。例えば足立区、杉並区などはそういったことも考慮したポスターを作成していますし、荒川区では今回の追加給付のことも併せて記載した独自のポスターを掲示板に貼ったりなどされていますが、区独自で何かそういったことを行う考えはありますでしょうか。

○委員長 保護課長。

◎行天寿朗 保護課長 お答えをいたします。

荒川区のポスターについては、私も拝見をしたことがございます。また、先方と、荒川区の課長と少し意見交換をしたこともございます。生活困窮者支援の相談があるよという趣旨のポスターの中に、生活保護が権利であるという旨や、追加給付についての情報が書かれたものだというふうに認識をしております。

そういったポスター類等がどうなのかということは、23区の課長間でお話をしたことがございます。作っている区もあれば、何でしょう、作っていない区もあるというような状況で、皆さん、どちらかというところや区民施設に貼っているというような状況でございまして、まず、私のほうとしても、実は福祉事務所、庁舎や区民事務所に保護をためらいなく申請してくださいというか、申請できますよという旨のポスターは掲出をしておるところでございまして。

それで、生活保護行政自体が既に長く運用されている定番的な支援策でございまして、改めて何か強化して周知していくということは、現段階、直ちに必要かなというふうには考えてはおりませんが、現状、相談の現場においては、基本的に生活保護をためらわせるような、妨げるようなことのないような相談というものを実施するように、厳正で公明な対応をしております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

引き続き、ご相談に来られた方に相談や申請のしやすい、そういう現場対応、窓口対応に努めていきたいというふうに考えております。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 現場での対応とか、その辺やっただけのと同時に、この廃止世帯については、来年の7月まで受付期間がありますので、何かほかの自治体で有用なものがあったりとかいうことがあれば、取り入れたりすることを検討していただくようなことをお願いしたいと思います。以上です。

○委員長 よろしいですか。

ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、健康部の補正予算について、台東区中核病院運営協議会報告について、及び台東病院等運営協議会報告について、健康課長、報告願います。

健康課長。

◎大網紀恵 健康課長 それでは、本定例会にご提案しております令和8年度補正予算のうち、健康部所管に係る一般会計補正予算の概要をご説明いたします。

資料5をご覧ください。一般会計第4回補正予算の歳出でございます。補正額9,729万1,000円を増額し、補正後の額を120億871万5,000円といたします。

内訳でございます。健康課では、都支出金の保健医療政策区市町村包括補助の前年度超過受入れ分の返還金として、95万6,000円を計上いたします。

恐れ入ります、2ページをご覧ください。保健予防課では、带状疱疹ワクチン任意接種補助に係る都補助金の返還金等国・都支出金の前年度超過受入れ分の返還金として1,238万9,000円を計上いたします。保健サービス課では、妊婦のための支援給付に係る国庫負担金の返還金等国・都支出金の前年度超過受入れ分の返還金として8,263万1,000円を、また千束健康増進センター改修に係る電気設備工事のインフレスライド分として131万5,000円を計上いたします。

補正予算についてのご説明は以上でございます。

次に、台東区中核病院運営協議会報告についてご説明させていただきます。

恐れ入ります、事前資料3をご覧ください。本協議会は、永寿総合病院が台東区の中核病院として、その機能や役割を適切に果たしているか、また、区が要請する政策的医療を安定的に提供しているかについて、評価、検証を行うことを目的として設置しております。委員は、学識経験者、保健医療関係者、区議会議員、区民の代表で構成され、開設以来、毎年度開催しております。

それでは、令和7年度の運営状況に関する評価、検証結果についてご報告いたします。

項番1、協議経過でございます。資料の記載のとおり、小委員会及び全体会をそれぞれ1回開催いたしました。

項番2、運営状況でございます。詳細は別添の運営評価表に記載しておりますので、主な内

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

容についてご説明させていただきます。

(1) 事業収支についてです。病院全体の収益は、区からの補助金約5億8,000万円も含め、約128億9,000万円、費用も約128億9,000万円となり、収支は約30万円の赤字となっております。

また、区が要請している産科、小児科等の政策的医療については、約6億円の赤字となっております。

(2) 設備投資についてです。令和7年度は約12億9,400万円の投資を行っており、医療提供の質の維持、向上に向け、施設、設備の更新が計画的に進められていることから、区民への医療サービスの充実につながる取組として評価されております。

項番3、評価結果でございます。運営に関する5項目について3段階で評価を行った結果、全ての項目でA評価となりました。

恐れ入ります、2ページをご覧ください。(1)の組織・機能、(2)の役割・使命、(3)の経営・管理、(4)の経営倫理・運営について、いずれもA評価となっております。

これらを踏まえた評価内容でございますが、恐れ入ります、3ページをご覧ください。総合評価の内容と併せてご説明させていただきます。

まず、医療機能の充実についてです。産婦人科、小児科は令和6年度に引き続き回復基調にあり、診療体制の確保と機能の回復に向けた取組が進められていることが評価されております。

救急医療については、救急車の要請件数の減少等により、受入れ件数は減少したものの、受入れに至らなかった事例を検証し、改善につなげるなど、救急車応需率の向上に取り組んでおります。また、近隣大学病院との空床情報のリアルタイム共有など、急性期医療の充実に向けた病病連携の実施など、地域や他医療機関との連携強化も進めております。

次に、医療連携・地域支援機能についてです。紹介患者数は増加した一方で、糖尿病内科医師の退職により、逆紹介患者数は減少しております。このため、特定の医師に依存しない安定した診療体制の確保が課題とされております。一方、区内病院間の連絡会や地域の医療従事者、関係機関との交流、連携を積極的に進めているほか、感染制御部による区内病院への訪問指導を実施するなど、中核病院として地域医療を支える役割を果たしていると評価されております。

次に、経営状況・設備整備についてです。令和6年度に引き続き、病床稼働率や診療単価の改善が見られ、収益性の向上に向けた取組が進められていると評価されております。一方、一般病床の稼働率にはなお改善の余地があることから、入院期間の適切な管理やクリニカルパスの見直し、新規入院患者の受入れ強化など、さらなる病床稼働率の改善が求められております。

次に、コンプライアンス、ガバナンス体制についてです。各種研修の実施や外部専門家を活用したハラスメント防止対策など、職員が安心して働ける環境づくりに取り組んでおります。

また、広報誌やホームページ等を活用した情報発信にも積極的に取り組んでおり、経営倫理の徹底や運営の透明性の確保、及び説明責任の履行に努めていることから、区民や地域から信頼される病院運営が進められていると評価されております。

最後に、総合評価のまとめでございます。令和8年度は診療報酬改定に加え、人件費や物価

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

高騰など、病院を取り巻く経営環境が大きく変化することが見込まれます。こうした状況においても、区が要請する政策的医療を安定的に提供するとともに、地域の医療関係や医療機関や関係機関との連携を一層強化していくことが求められております。

あわせて、効率的な人員配置やＩＣＴの活用による業務効率化と生産性向上を進め、中核病院として求められる医療機能の維持、充実に取り組むことが期待されているところでございます。

中核病院のご説明は以上でございます。

続きまして、台東病院等運営協議会報告についてご説明いたします。

恐れ入ります、事前資料４をご覧ください。本協議会は、台東病院及び老人保健施設千束がそれぞれの機能、役割を適切に果たしているかを評価、検証するとともに、運営の透明性を確保し、区民への説明責任を果たすことを目的として、平成21年の病院開設以来設置しております。委員は、学識経験者、保健医療関係者、区議会議員、区民の代表で構成されております。

それでは、令和７年度の運営状況に関する評価、検証結果についてご報告いたします。

項番１、協議経過でございます。資料記載のとおり、部会及び全体会をそれぞれ１回開催いたしました。

項番２、運営状況でございます。詳細は別添の運営評価表に記載しておりますので、主な内容についてご説明させていただきます。

（１）経営状況についてです。病院と老健を合わせた総収益は約32億8,000万円、うち指定管理料は約３億2,500万円、総費用は約31億5,000万円で、全体の収支は約１億2,800万円の黒字となりました。内訳は、病院が約１億1,000万円、老健が約1,800万円の黒字となっております。

（２）利用者実績についてです。病院の病床利用率は71.6%、外来患者数は１日当たり195.9人、老健の入所利用率は84.8%、通所利用者数は１日当たり41.8人となっております。老健については、空調改修工事の影響がある中でも、綿密なシミュレーションと適切なベッドコントロールにより、高い利用率を維持しております。

項番３、評価結果でございます。全９項目について３段階で評価を行った結果、全ての項目でＡ評価となりました。

恐れ入ります、２ページをご覧ください。（１）役割・機能の評価についてです。改修工事の影響がある中でも、病院では、地域ニーズの高いリハビリテーション機能を継続するとともに、回復期病棟の新入院患者を増加させております。

（２）効率性・経済性の評価についてです。病院と老健が一体となった複合施設の特性を生かし、老健の改修期間中には、みとりや医療依存度の高い入所者を病院の療養病棟で一時的に受け入れるなど、柔軟な対応を実施した点が評価されております。

恐れ入ります、３ページをご覧ください。（３）計画性・改善状況等の評価については、身寄りのない高齢者への成年後見制度の活用や、重症心身障害児・者短期入所受入れにおいて、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

利用者や家族の要望、障害特性を踏まえた対応を検討するなど、利用者に寄り添った支援に取り組んでいる点が評価されております。

恐れ入ります、4ページをご覧ください。これらを踏まえた総合評価について主な内容をご説明いたします。

令和7年度は、空調設備等改修工事の影響により、病床利用率や新入院患者数、医業、事業収益が減少するなど、運営上の制約が大きい年度となりました。そのような中、台東病院では、地域ニーズの高いリハビリテーション機能を継続するとともに、他医療機関からの紹介入院の受入れや訪問リハビリテーションを通じて、在宅復帰や在宅療養を支援する機能を果たしております。また、重症心身障害児・者の短期入所受入れについても、障害特性を踏まえた対応を行うなど、採算性だけでは、とらわれない区立病院としての役割を果たしているものと評価されております。

老人保健施設千束については、入所前後の訪問や多職種によるカンファレンスを通じて、利用者の生活環境や状態に応じたケアを行い、在宅復帰や在宅療養の支援に取り組んでおります。また、段階的なベッド数削減に際しても、綿密なシミュレーションと適切なベッドコントロールにより、高い利用率を維持し、地域の介護ニーズに応えている点が評価されております。

人材の確保・育成については、専門職をはじめ幅広い職種で人材確保が困難となる中、学校訪問や就職セミナーへの参加、外国人材の採用など、安定した職員体制の確保に向けた取組を継続しております。さらに、地域活動への参加を通じて、職員の地域とのつながりを深め、人材育成につなげている点も評価されております。

以上のことから、令和7年度は改修工事による厳しい運営環境の中にあったものの、病院と老健がそれぞれの専門機能を維持するとともに、複合施設としての強みを生かしながら、区立施設として求められる医療・介護サービスを継続的に提供している点が高く評価されております。

今後も安定した職員体制の確保や地域ニーズを踏まえた機能の充実に取り組み、区民の安全安心な生活を支える施設としての役割を果たすことを期待されております。

長くなりましたが、ご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、台東区中核病院運営協議会報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

風澤委員。

◆風澤純子 委員 質問ではないかな、ですけれども、救急応需率、記載されているように、応需できなかった全件を検証したりとか、担当医に指導したりなど、院長の行動というのが応需率上げたり下げたりって結構影響するんですけれども、こちら、しっかりと取り組んでいただけているのかなというふうに思っております。ただ、現場に無理があっては困りますので、その辺りの対策をしつつ、応需率を上げられるようお願いしたいと思います。

別添の資料にも目を通して、報告事項について了承をいたします。以上です。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 よろしいですね。

ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、台東病院等運営協議会報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

風澤委員。

◆風澤純子 委員 事業評価としてはAにはなっているんですけども、医療従事者の安定的な確保に苦慮している状況があるとうかがえます。区として何か支援していることみたいなものがありますか、人材確保についてとかで。

○委員長 健康課長。

◎大網紀恵 健康課長 台東病院等で勤務する常勤職員なんですけれども、指定管理者制度に基づいて運用されているところでございます。

ただ、やはり委員おっしゃるとおり、医療職、事務職ともに人材確保が厳しさを増しているというところでは、こちらについては、地域医療振興協会のほうで全国の学校への訪問による採用活動ですとか、看護学校の学生への奨学金制度、外国人人材の採用、人材派遣会社の活用など、様々な取組を進めているところでございます。

区としても、引き続き台東病院と協議しながら、安定した職員確保に向けた取組のほうを支援してまいりたいと考えております。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 そうですね、何か指定管理という制度でどこまでちょっと区が関与できるのか、はっきり私も分からないところであるんですけども、離職という原因のうち、夜勤をはじめとする労働環境とか、それに見合わない処遇というのがちょっと何らかの方法で改善可能なことでもあるといいますが、1人当たりの処遇改善とともに、全体の働き方の見直しをするにも、やはり人件費というのが鍵となると思うんですね。

なので、ちょっと人件費に特化した何か支援というか助成というか、費用にかかわらず、何かそういった採用に関する支援とか、何かもしできることがあれば、今後検討していただけたらなというふうに思います。以上です。

○委員長 よろしいですか。

伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 台東病院のところでちょっとお聞きしますけれども、今回というのかな、高齢者だけではなく、子どもさんたち、要するに重度心身障害の方の短期入所の受入れなどもされているということで、本当に皆さんの力になっているかなと思うんですよ。この辺でのちょっと状況を教えていただけますか。

○委員長 健康課長。

◎大網紀恵 健康課長 こちらにつきましては、令和6年の4月から受入れのほうを開始しているところでございます。延べ数で実績のほうを申し上げさせていただきます。令和6年度が

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

13人で62日、令和7年度が37人で168日でございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 今、本当に障害者の受入れの問題は、台東区全体としても課題かなと思っているんですね。ですので、これらの、この拡大と、あとはこのことが、それぞれの、さらにこの、何ですか、施設とか、いろいろと受け入れるというところでの支援になればと思います。以上です。

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、不妊治療費助成の変更について、保健サービス課長、報告願います。

保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 それでは、不妊治療費助成の変更についてご説明いたします。

資料7をご覧ください。項番1、概要です。

東京都は不妊治療費の助成として、これまで医療保険対象外の先進医療を助成対象としてきましたが、令和8年度から新たに医療保険対象の生殖補助医療を加え、自己負担額全体へ助成を拡大することとしました。本区は、これまで都助成の15万円に上乗せして5万円の助成を行ってきましたが、都の拡大に組み合わせる形で実施方法を見直すことにより、先進医療に係る支援の継続と治療される方の負担軽減を図ろうとするものでございます。

参考は都の助成制度の概要です。令和8年4月1日以降に開始した治療について、助成対象を拡大し、10月1日から申請を受け付けます。

下段は都と区を合わせた助成制度変更のイメージです。変更前の助成は、網かけの部分、先進医療の10分の7が対象ですが、変更後は保険診療の自己負担分及び先進医療の全額を対象としています。このうち、台東区は引き続き先進医療を助成対象とします。

次のページをご覧ください。項番2、台東区の事業内容です。

(1) 助成対象者は記載の項目に全て当てはまる方です。都の助成上限額15万円を受けていることの要件は従前と変わりありませんが、3点目の継続して台東区内に住民登録をしているという要件は、現行の申請時に台東区に住民登録があることという要件から変更をしています。

(2) 助成対象は、東京都不妊治療費助成の対象となった先進医療とし、助成金額は都の対象経費が20万円を超え、かつそのうちの先進医療分の自己負担分が5万円を超える場合に5万円を助成することとします。

(3) 助成開始適用時期は、都と同じく、令和8年4月1日以降に開始した治療とし、区の申請受付は令和9年3月開始を予定しています。

項番3、今後の予定です。

令和8年10月からホームページにより区民への周知を開始します。10月以降へ都へ申請がありますと、承認に約4か月かかるということです。区への助成申請としては令和9年3月に申請受付を開始し、4月から助成金を交付する予定です。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

説明は以上です。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

風澤委員。

◆風澤純子 委員 報告事項については了承するものなのですが、ちょっと2点ほど確認させてください。

不妊治療、国立成育医療研究センターというところがあって、その調査だと、高度不妊治療を受ける女性の54%が、治療開始の段階でもう既に軽度以上の抑鬱症状があるというふうに報告されています。不安やストレスなどの心理的不安がとても大きいもの、治療となっております。

この事業なんですけれども、妊娠・出産を促すための支援ではなくて、希望する方が経済的な理由などで治療を諦めることがないように支援するという認識で合っていますか。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 ご指摘のとおり、この助成制度は、子どもを望んでいるにもかかわらず不妊に悩む夫婦に対して、先進医療の医療費の一部を助成することにより経済的負担の軽減を図り、治療を受けやすい環境を整えることが目的でございます。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 心理的支援というところは多分医療側が丁寧に行うと思うのですが、心理的にデリケートになっているという可能性に配慮した対応を区にもお願いしたいと思っております。

くれぐれも少子化対策だとかいう、社会側からの圧力のようなものではなくて、個々が希望する治療を支えるための支援だということから外れないようにお願いしたいと思います。

もう一つ、今回の報告とは少しそれますけれども、台東区の職員さん、不妊治療における休暇制度や柔軟な勤務へのサポートなどは行っていますでしょうか。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 まず、休暇の制度についてですが、職員向けの制度として、出生サポート休暇というのがございまして、不妊治療に係る通院等に対し、有給の休暇を付与する制度でございます。こちらの運用については、それぞれの課で配慮をして実施されているものと考えております。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 制度として整っていることがよかったと思いますが、制度があっても取得しにくいという現実もあります、生理休暇とかと同じようにあります。

特に女性側の採卵日というのは、本人の希望とかではなくて、もうその日にしないといけないという医学的に限定された日にちですので、別の日じゃ駄目なのか、そんなことで休むのかといったことのないように、周囲の理解も必要です。あっても使えない制度では意味がありませんので、台東区では経済的支援と制度の活用を両輪でうまく進めていってほしいと思いま

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

す。以上です。

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、環境清掃部の補正予算について、環境課長、報告願います。

環境課長。

◎古屋和世 環境課長 それでは、本定例会に提案しております環境清掃部に係る令和8年度第4回一般会計補正予算の概要について報告いたします。

資料8をご覧ください。歳出でございます。補正額2億8,508万4,000円を増額し、補正後の額を55億1,025万7,000円とさせていただくものでございます。

歳出の内訳でございます。9月17日の環境・安全安心特別委員会にてご報告させていただきました、環境課の角倉いく子緑化推進基金積立金について、基金設置のために500万円を、清掃リサイクル課の清川清掃車庫の整備について、東側スロープ等解体及び地下1階消火設備移設工事のため、2億8,008万4,000円を増額するものでございます。

2ページをご覧ください。債務負担行為です。今回の補正予算につきまして、清川清掃車庫整備に係る東側スロープ等解体及び地下1階消火設備移設工事の令和9年度の債務負担行為の限度額を4億2,012万6,000円に、同じく工事監理委託の令和8年度から令和12年度までの債務負担行為の限度額を4,950万円に定めます。

環境清掃部に係る令和8年度第4回一般会計補正予算の概要の報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長 ただいまの報告については、聴取のみとさせていただきます。

○委員長 次に、台東区一般廃棄物処理基本計画（中間改定版）について、及び令和7年度ごみ量・資源回収量及びプラスチック分別回収実績について、清掃リサイクル課長、報告願います。

清掃リサイクル課長。

◎坂本一成 清掃リサイクル課長 それでは、台東区一般廃棄物処理基本計画（中間改定版）についてご報告いたします。

資料9をご覧ください。項番1、台東区一般廃棄物処理基本計画、令和3年度から令和8年度の達成状況でございます。

（1）令和8年度末までの見込みの計画事業の達成状況でございます。みんなでつくる循環型社会の実現を理念に掲げ、取組内容については、3つの基本方針に全部で取組数は55ございまして、達成、未達成で評価いたしました。表の一番下の行ですが、現計画事業の達成状況は、達成が49、未達成が6でございます。達成率は89.1%でございます。

2ページをご覧ください。（2）達成した主な事業です。ナンバー19、リサイクル協力店制度の見直しでは、認定基準の分野や項目を増やすと、新たにエコいいね宣言店制度を創設しま

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

した。

22、（仮称）食品ロス削減クッキングの日の創設では、毎月30日を食品ロス削減のための取組を推進する日として定め、たいとう食ハピDayを創設しました。

38、プラスチックごみの資源化の推進では、区内全域でのプラスチック分別回収などを実施してまいりました。

（3）未達成の事業です。ナンバー16、ICTを活用したごみの出し方の周知では、令和3年度からチャットボットの運用を開始したものの、回答の精度に限界があるため、見直し、校正していきます。

33、雑紙の資源化の推進では、雑紙と禁忌品との区別が難しい状況であることから、今後、業界団体からも情報提供を受けながら、分かりやすい周知啓発を進めてまいります。

3ページをご覧ください。（4）数値目標及び達成状況でございます。数値目標を2つ設定してございます。①区民1人1日当たりのごみ資源排出量でございます。上段の表をご覧ください。基準年度の令和元年度730グラムに対して、令和12年度の時点で651グラム、11%削減の目標です。この下の表に記載していますが、令和7年度の実績値は628グラム、14%削減で、既に令和12年度の目標である11%削減を達成しているため、本計画中間改定の中で新たな目標を立ててまいります。

②区民1人1日当たりの食品ロス排出量約26グラム（半減）を目指す、食品ロス削減の取組を実践している区民の割合100%を目指すでございます。

4ページをご覧ください。達成状況の表ですが、区民1人1日当たりの食品ロスの排出量は、令和7年度目標値約39グラムに対して37グラムで達成していますので、引き続き取り組んでまいります。

また、食品ロス削減の取組を実践している区民の割合100%を目指すでは、令和7年度実績値で本格的に実践しているが8.3%、できる範囲で実践しているが80.0%、計88.3%で、国の削減目標80.0%は達成していますが、引き続き100%を目指してまいります。

項番2、台東区一般廃棄物処理基本計画、令和3から13年度、中間改定の進捗状況でございます。7月に実施された台東区廃棄物減量等推進審議会等で議論を行い、計画の体系などを整理しました。（1）計画の体系ですが、現行の基本理念、基本方針の変更はございません。

5ページ、（2）主要事業の今後の方向性、（3）重点的取組ですが、恐れ入ります。6ページ、別紙1をご覧ください。各事業の達成状況や審議会等のご意見などを踏まえ、中間改定後の方向性を整理し、一覧表のEの列に表示しました。中間改定ですので、おおむね維持としていますが、今後より充実させていくものを推進と表記し、10個の事業を計画しています。

主なものとして、8ページのナンバー19、リサイクル協力店制度の見直しは、エコいいね宣言店制度の普及に変更し、推進、10ページのナンバー33、雑紙の資源化の推進、13ページのナンバー55、危険性のある廃棄物の適正処理の推進において、リチウムイオン電池の燃やさないごみでの回収開始を踏まえ、引き続き啓発を進め、適正な処理を推進してまいります。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

続きまして、14ページ、別紙に重点的取組です。一般廃棄物処理基本計画の新体系の重点的取組で、エコいいね宣言店制度の普及を変更、生ごみ発生抑制対策の促進、雑紙の資源化の推進、事業系ごみの適正排出の促進を新規としています。

15ページの食品ロス削減推進計画の新体系ですが、取組の内容で、たいとう食ハピDayの普及、エコいいね宣言店制度の普及を新設しています。

恐れ入ります、本編資料5ページにお戻りください。最後に、項番3、今後の予定でございます。記載の予定を踏まえ、令和9年3月に中間改定の報告書を取りまとめまいります。

台東区一般廃棄物処理基本計画（中間改定版）についてのご説明は以上でございます。

続きまして、令和7年度ごみ量・資源回収量及びプラスチック分別回収実績について報告させていただきます。

資料10をご覧ください。令和7年度のごみ量・資源回収量が確定いたしましたので、ご報告させていただきます。また、今回は令和7年4月1日から区内全域で開始したプラスチック分別回収実績について、併せてご報告いたします。

項番1、令和7年度ごみ量・資源回収量です。表1、ごみ量の変化をご覧ください。太枠内が台東区のごみ量、右側に23区全体のごみ量を記載しております。令和7年度の区収集のごみ量は3万6,517トンで、前年度に比べ5.6%減少しています。内訳として、燃やすごみが5.8%の減、燃やさないごみが5.0%の減、粗大ごみが1.0%の減といずれも減少しています。

持込みごみとは、表の下、米印にありますとおり、事業者や一般廃棄物収集運搬業者が、清掃工場等の処理施設に直接搬入する事業系ごみのことです。こちらは6.1%増加しています。

次に、表2、資源回収量の変化をご覧ください。令和7年度行政回収の量は8,825トンで、前年度比17.4%増加しております。この中にプラスチック分別回収が含まれています。主な要因ですが、区内全域でのプラスチック分別回収が始まったことによります。

次に、ピックアップ回収です。これは粗大ごみや燃やさないごみとして出されたものの中から、主に家電製品などの金属含有量の多いものを選別し、資源化ルートに回す方法のことです。生活家電ごみ持込み窓口で回収したものも含まれております。ピックアップ回収による資源化量は2%減少しています。

続きまして、集団回収の量は3,629トンで、前年度比0.3%の減です。

2ページには、参考資料として23区の人口、区収集ごみ量、資源回収量、資源回収率を記載しております。後ほどご覧ください。

次に、3ページをご覧ください。項番2、プラスチック分別回収の実績です。プラスチックに関しましては、回収量の単位はキログラムとなっております。令和7年4月からのプラスチック分別回収、区内全域実施後の実績ですが。平均日量は、開始当初の4月は4,186キログラムでしたが、5月以降は少ない月でも4,720キログラム、年末年始や年度末の3月は5,000キログラムを超える回収量になっています。令和8年度に入っても、毎月前年度を上回る回収量になっています。おおむね順調にプラスチックの分別回収が区民の皆様に着実に定着してきているもの

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

と捉えております。

今後も引き続き適切な分別回収の促進のため周知等に努めてまいります。

ご報告は以上でございます。

○委員長 初めに、台東区一般廃棄物処理基本計画（中間改定版）についてご質問がありましたら、どうぞ。

風澤委員。

◆風澤純子 委員 この別紙でいいんですよね、すみません。

事業についてなんですけれども、ナンバー39の新たな資源リサイクルというところなんです、歯ブラシとか画期的に取り組んでいただけていると思っておりますが、どういうものがさらにできそうかというものを調べていただけたらなと思っております。

個人的には、杉並区などに入れ歯回収のボックスがあったりとか、私がずっと行っているのはコンタクトレンズの空きケースなんですけれども、ほかの不純物が混入しにくく素材的にもリサイクルしやすいということで、これ、ある企業の取組で連携する自治体なども増えているようです。記載のとおり、新たなものをまた検討していただけたらと思います。

あと、食品ロス100%目標というところで、すごいなと思っているんですけれども、やっていますよというだけでやっていますに丸つけたりとかいうものではなくて、本当に実際にやっている方が増えるような取組をしていただけたらと思います。

何ていうのかな、私、前に環境のほうで市民会議みたいなのを提案したこともあるんですけれども、みんなで集まって私はこうしているとかこうしているとかいうのがあると、より、何ていうのかな、参考になったりもするので、そういった仕組みも取り入れたらどうかなというふうに思っております。

リサイクルが進むのはいいんですが、一方で、発生抑制のためのリデュース、リユースみたいなところも、今後やはりそこも進めていってほしいなというふうに思っております。今日はもう時間なので聞かなくて大丈夫です。要望とします。

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、令和7年度ごみ量・資源回収量及びプラスチック分別回収実績について、ご質問がありましたら、どうぞ。

中澤委員。

◆中澤史夫 委員 プラスチックの分別回収が順調に進んでいると思うんですけれども、たしか収集してから手作業で仕分をすると思うんですけれども、やられている、手作業をしているほうの方から、例えばこういうところが課題があるとかいうのは何かあるんでしょうか。特に問題なく進んでいるのか、その辺が状況分かれば教えていただけますか。

○委員長 清掃リサイクル課長。

◎坂本一成 清掃リサイクル課長 お答えいたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

資料等にもいろんなところへ記載させていただいているんですけども、まだまだ分かりやすい周知が必要だということは選別作業の事業者とも確認が取れておりますので、その辺をしっかりとやってまいりたいと考えております。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 なかなか仕分けたときに、これ、どうなんだろうって、まだまだちょっと考えてしまう部分があると思うんですね。それ、もう少し分かれば皆さん出しやすいと思いますので、その辺の周知もまたやっていただければと思います。以上です。

○委員長 ほかよろしいでしょうか。

ただいまの報告については、ご了承願います。

理事者からの報告は、以上でございます。

○委員長 以上で、本日予定されたものは、全て終了いたしました。

その他、ご発言がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 これをもちまして、保健福祉委員会を閉会いたします。

午後 0時23分閉会